

公益財団法人 三菱商事復興支援財団 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、公益財団法人 三菱商事復興支援財団と称し、英文では Mitsubishi Corporation Disaster Relief Foundation と表示する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

- 2.当法人は、理事会の決議により、従たる事務所を必要な地に置くことができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

(目的)

第3条 当法人は、東日本大震災において被災した地域の復興に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 奨学金の貸与又は給付
- (2) 団体（NPO 法人や社会福祉法人等）に対する助成金の給付
- (3) 出資や助成金給付等を通じた被災した地域における事業者支援
- (4) その他前条の目的を達成するために必要な事業

2.前項の事業は国内にて行う。

(機関の設置)

第5条 当法人は、評議員、評議員会、理事、理事会、監事を置く。

(公告)

第6条 当法人の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 財産及び会計

(財産の種別)

第7条 当法人の財産は、次のとおりとする。

- (1) 設立者が設立に際して拠出した財産
- (2) 基本財産として指定のあった寄附金

(3) その他の財産

(基本財産)

第8条 基本財産は当法人の事業を行うために不可欠な基本財産とする。

2. 基本財産は、評議員会において別に定めるところにより、当法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、評議員会において議決に加わることのできる評議員の3分の2以上に当たる多数の承認を受けなければならない。

(事業計画及び収支予算)

第9条 当法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。

2. 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第10条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録
- (7) キャッシュフロー計算書

2. 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号及び第7号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3. 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間（また、従たる事務所に3年間）備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所（及び従たる事務所に）に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的財産残額の贈与)

第11条 代表理事は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

(事業年度)

第12条 当法人の事業年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第3章 評議員及び評議員会

第1節 評議員

(評議員)

第13条 当法人に、評議員3名以上10名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第14条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

2. 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の $\frac{3}{10}$ を超えないものであること。

- イ. 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族
- ロ. 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ハ. 当該評議員の使用人
- ニ. ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
- ホ. ハ又はニに掲げる者の配偶者
- ヘ. ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の $\frac{3}{10}$ を超えないものであること。

- イ. 理事
- ロ. 使用人
- ハ. 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者
- ニ. 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く）

く。)である者

- ① 国の機関
- ② 地方公共団体
- ③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
- ④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
- ⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
- ⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

3. 評議員は、この法人の理事又は監事若しくは使用人を兼ねることはできない。
4. 評議員に異動があつたときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書を添え、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

（任期）

- 第15条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
2. 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
 3. 評議員は、第13条に定める定数に足りなくなるときは、任期満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（報酬等）

- 第16条 評議員は無報酬とする。
2. 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第2節 評議員会

（構成）

第17条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

（権限）

- 第18条 評議員会は、次の事項に限り決議することができる。
- (1) 理事及び監事の選任及び解任
 - (2) 理事及び監事の報酬等の額

- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類等の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の帰属先の決定
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) そのほか評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定めた事項

(開催)

第 19 条 定時評議員会は、毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に開催する。

- 2. 臨時評議員会は、必要がある場合は、いつでも開催することができる。

(招集権者)

第 20 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、代表理事が招集する。

- 2. 代表理事に事故があるときは、あらかじめ理事会の定めた順序により他の理事が招集する。
- 3. 評議員は、理事に対して、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(招集の通知)

第 21 条 代表理事は、評議員会の開催日の 7 日前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって通知を発しなければならない。

- 2. 前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議長)

第 22 条 評議員会の議長は、評議員会において、出席した評議員の中から選出する。

(決議)

第 23 条 評議員会の決議は、議決に加わることのできる評議員の過半数が出席し、出席した評議員の過半数をもって行う。

- 2. 前項の規定にかかわらず、次の決議は、議決に加わることのできる評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 監事の解任
 - (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
 - (3) 定款の変更
 - (4) 基本財産の処分又は除外の承認

(5) その他法令で定めた事項

3. 理事又は監事を選任する決議に際しては、候補者ごとに第 1 項の決議を行われなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 26 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第 24 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

- 2.出席した評議員及び理事は、前項の議事録に署名若しくは記名押印又は電子署名する。

(評議員会規則)

第 25 条 評議員会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会において定める評議員会規則による。

第4章 役員等及び理事会

第1節 役員等

(役員等)

第 26 条 当法人に、次の役員を置く。

理事 3 名以上 10 名以内

監事 2 名以内

2. 理事のうち、1 名を代表理事とし、3 名以内を業務執行理事とすることができる。
3. 代表理事は理事長に就任する。

(選任等)

第 27 条 理事及び監事は、評議員会において選任する。

2. 代表理事及び業務執行理事は、理事会において理事の中から選定する。
3. 当法人の理事のうちには、理事のいずれか1 人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の3 分の1 を超えて含まれることになってはならない。
4. 当法人の監事には、この法人の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び 評議員（親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びにこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。
5. この法人の評議員のうちには、理事のいずれか1 人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数、又は評議員のいずれか1 人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、評議員総数（現在数）の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。また、評議員には、監事及びその親族その他特殊の関係がある者が含まれてはならない。

(理事の職務権限)

第 28 条 理事は、理事会を構成し、この定款に定めるところにより、当法人の業務の執行を決定する。

2. 代表理事は、当法人を代表し、当法人の業務を執行し、業務執行理事は理事会で別に定めるところにより、当法人の業務を分担執行する。
3. 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度に4 箇月を超える間隔で2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務権限)

第 29 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2. 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第 30 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2. 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
3. 補欠により選任された役員任期は前任者の残存期間と同一とする。
4. 役員は、第 26 条に定める定数に足りなくなるときは、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 31 条 役員が次の一に該当するときは、評議員会の決議によって、解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、議決に加わることのできる評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数の決議に基づいて行わなければならない。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

第 32 条 理事及び監事は無報酬とする。

2. 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(取引の制限)

第 33 条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
 - (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
 - (3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人と
その理事との利益が相反する取引
2. 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

(責任の免除又は限定)

- 第 34 条 当法人は、役員又は評議員の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般
法人法」という。）第 198 条において準用する同法第 111 条第 1 項の賠償責任について、
法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に
定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。
2. 当法人は、理事会の決議によって、外部役員との間で、前項の賠償責任について、法令
に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。
ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、金 10 万円以上で予め定めた額と法令
の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

(会長、副会長及び顧問)

- 第 35 条 当法人に、任意の機関として会長、副会長及び顧問若干名を置くことができる。
2. 会長、副会長及び顧問は、任期を定めた上で代表理事が選任する。
 3. 会長、副会長及び顧問は、代表理事の諮問に応え、代表理事に対し、意見を述べるこ
とができる。
 4. 会長、副会長及び顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の
支払をすることができる。

第 2 節 理事会

(構成)

- 第 36 条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

- 第 37 条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。
- (1) 業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職
 - (4) 評議員会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
 - (5) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項

2. 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 内部管理体制の整備
- (6) 第 34 条第 1 項の責任の免除及び同条第 2 項の責任限定契約の締結

(開催)

第 38 条 理事会は通常理事会及び臨時理事会の 2 種とする。

2. 通常理事会は、毎事業年度 2 回以上開催する。
3. 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 代表理事が必要と認めたとき。
 - (2) 代表理事以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
 - (3) 前号の請求があった日から 5 日以内に、その日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
 - (4) 監事が必要と認めて代表理事に招集の請求があったとき。
 - (5) 前号の請求があった日から 5 日以内に、その請求のあった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が招集したとき。

(招集)

第 39 条 理事会は、代表理事が招集する。ただし、前条第 3 項第 3 号により理事が招集する場合及び同項第 5 号により監事が招集する場合を除く。

2. 代表理事は、前条第 3 項第 2 号又は第 4 号に該当する場合は、その請求があった日から 5 日以内に、請求の日から 2 週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。
3. 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意のあるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第 40 条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(決議)

第 41 条 理事会の決議は、議決に加わることができない理事を除く理事の過半数が出席し、出席した理事の過半数をもって行う。

2. 決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

(決議の省略)

第 42 条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りではない。

2. 理事会の決議を省略したときは、決議があったものとみなされた事項の内容、当該事項を提案した理事の氏名、決議があったものとみなされた日その他法務省令で定める事項を議事録に記載又は記録しなければならない。

(報告の省略)

第 43 条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第 197 条において準用する第 91 条第 2 項の規定による報告については、この限りではない。

(議事録)

第 44 条 理事会の議事については、開催日時及び場所、議事の経過の要領及びその結果、決議を要する事項について特別利害関係を有する理事の氏名、議長その他一般法人法施行規則第 62 条において準用する第 15 条第 3 項で定める事項を議事録に記載又は記録し、出席した代表理事及び監事が署名若しくは記名押印又は電子署名をし、理事会の日から 10 年間主たる事務所に備え置く。

(理事会規則)

第 45 条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

第5章 定款の変更、合併及び解散

(定款の変更)

第 46 条 この定款は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の 3 分の 2 以上の決議によって変更することができる。

2. 当法人の目的並びに評議員の選任及び解任の方法についても同様とする。

(合併等)

第 47 条 当法人は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数の決議により、他の「一般法人法」上の法人との合併又は事業の全部若しくは一部の譲渡をすることができる。

(解散)

第 48 条 当法人は、基本財産の滅失その他の事由による当法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定めた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第 49 条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の処分等)

第 50 条 当法人は、剰余金の分配を行わない。当法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議により、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人であって租税特別措置法 40 条第 1 項に規定する公益法人等に該当する法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(議決権の行使)

第 51 条 当法人は、保有する株式（出資）に係る議決権を行使してはならない。

第6章 事務局

(設置等)

第 52 条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2. 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
3. 事務局長および重要な職員は、代表理事が理事会の承認を得て任免する。
4. 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第 53 条 事務局には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 定款
- (2) 評議員、理事、及び監事の名簿

- (3) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
- (4) 評議員会及び理事会の議事に関する書類
- (5) 財産目録
- (6) 役員等の報酬規定
- (7) 事業計画書及び収支予算書
- (8) 事業報告書及び計算書類等
- (9) 監査報告書
- (10) その他法令で定める帳簿及び書類

2 前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めるところによる。